

「携帯音声通信事業者による契約者等の本人確認等及び携帯音声通信役務の不正な利用の防止に関する法律施行規則の一部を改正する省令案に対する意見募集で寄せられた意見

○ 意見募集期間:2020年1月11日(土)~2020年2月10日(月)

○ 意見提出数:3件

※意見提出数は、意見提出者数としています。

※いただいた御意見につきましては、原文のまま記載しております（ただし、本省令（案）と無関係と判断されるものを除く。）。

意見提出者(順不同、敬称略)
一般社団法人電気通信事業者協会不正利用防止部会
一般社団法人テレコムサービス協会
楽天モバイル株式会社

「携帯音声通信事業者による契約者等の本人確認等及び携帯音声通信役務の不正な利用の防止に関する法律施行規則の一部を改正する省令案に対する意見募集で寄せられた意見

意見提出者	意見	考え方	提出意見を踏まえた案の修正の有無
一般社団法人 電気通信事業者協会不適正利用防止部会	<p>本省令案にて導入される本人確認の新たな手法につきましては、世の中のデジタル化の流れに呼応したものであり、導入により、携帯電話事業者ならびに利用者の選択肢が増えるものと理解しております。また、オンラインで完結する本人確認方法のため、現行法における非対面での本人確認方法に比べ、事業者の一部業務負荷軽減や、利用者の利便性向上も見込まれ、携帯電話事業者（MNO）といたしましても導入について賛同いたします。</p>	<p>本省令（案）に賛同の御意見として承ります。</p>	<p>無</p>
一般社団法人 電気通信事業者協会不適正利用防止部会	<p>本省令案にて導入される本人確認の新たな手法につきましては、統一的な基準の下、全ての事業者が適切かつ正確に本人確認が実施できるよう、使用するソフトウェアの必要機能等について、明確な要件や仕様を整理及び明示いただくことを要望いたします。</p> <p>明確な要件や仕様の整理においては、同様の本人確認方法を導入する他の法令と比較して過度に必要機能を求めない整理としていただくことを要望いたします。</p>	<p>適正な制度の執行に資するため、今後の施策の参考とさせていただきます。</p>	<p>無</p>
一般社団法人 電気通信事業者協会不適正利用防止部会	<p>昨今における特殊詐欺被害の状況については、認知件数・被害額共に高水準で推移しており、依然として深刻な状況であると理解しております。また、「モバイル市場の競争環境に関す</p>	<p>携帯音声通信事業者による契約者等の本人確認等及び携帯音声通信役務の不正な利用の防止に関する法律</p>	<p>無</p>

	<p>る研究会」等、総務省における議論においても、利便性向上に対する意見がある一方、適切かつ厳格な本人確認の重要性についても意見が述べられ、両側面からの議論がなされているものと認識しております。</p> <p>このような状況を踏まえ、携帯電話事業者（MNO）としてはこれまでも特殊詐欺被害防止のため、例えば、音声役務だけでなくデータ役務における本人確認も厳格に実施するなど、自主的な対応を実施しており、今後も継続的に対応していく所存です。また、このような取り組みについては特殊詐欺被害防止のため、MNOのみならず業界全体で取り組むべき課題であり、全ての事業者自らが適切な対応を実施すべきであると考えます。</p>	<p>の目的・趣旨及び本省令（案）に賛同の御意見として承ります。</p>	
<p>一般社団法人テレコムサービス協会</p>	<p>当協会 MVNO 委員会が、令和元年 11 月 22 日に総務省総合通信基盤局長宛に提出した「携帯電話契約におけるオンライン完結実現に係る要望書」（以下「要望書」）に基づき、非対面での本人確認に際してのオンラインで完結可能な本人確認スキームの速やかな導入を進めていただいていることに関し、賛同すると同時に、深く感謝申し上げます。</p> <p>一方で、要望書にて併せて要望いたしました「原則、電子媒体による書面交付」については、現行の電気通信事業法が電気通信事業者に求める書面交付義務（原則、紙媒体による書面交付）がオンラインで契約が完結する eSIM 時代の到来を阻害する要因となることが考えられることから、eSIM による契約やプリペイド契約などを前提に、消費者保護を過度に阻害しない範囲で eSIM を用いたスイッチングコストの低廉化や利便性向上</p>	<p>本省令（案）の賛同の御意見として承ります。</p> <p>なお、「一方」以下、後段の御意見につきましては、本省令（案）に対する意見募集の対象外と考えます。</p>	<p>無</p>

	を図れるよう、速やかに実現に向けた検討を進めていただくよう重ねて要望いたします。		
楽天モバイル株式会社	第十二項に定める本人確認用画像情報を撮影する際に使用するソフトウェア、並びに、第十三項に定める特定本人確認用画像情報を撮影するソフトウェアに求められる要件について、先行して平成30年11月に類似の本人確認方法が導入された犯罪収益移転防止法施行規則第6条第1項へ、並びにホをそれぞれ満たしているものであれば、十分と考えてよろしいでしょうか。	言及いただいている第十二項及び第十三項が、本省令（案）による改正後の携帯音声通信事業者による契約者等の本人確認等及び携帯音声通信役務の不正な利用の防止に関する法律施行規則（平成17年総務省令第167号。以下「本規則」という。）第一条第一項第十二号及び同項第十三号である前提でお答えいたします。まず、本規則と、御指摘の犯罪による収益の移転防止に関する法律施行規則（平成20年内閣府・総務省・法務省・財務省・厚生労働省・農林水産省・経済産業省・国土交通省令第1号）とは、それぞれ別の制度です。本規則は、携帯音声通信役務の不正な利用を防止する目的で、契約時等の本人確認方法を定めているものであり、その際使用するソフトウェアは、当該目的を達成するために必要な本人確認を実施できる性能を備えていることが必要で	無

		す。	
楽天モバイル株式会社	<p>携帯音声通信事業者による契約者等の本人確認を非対面で行う場合に、オンラインで完結する本人確認方法を導入可能とする本改正案に賛成いたします。</p> <p>また電気通信事業者は、電気通信役務契約が成立したときは、遅滞なく、利用者に対し、その利用者の個別の契約内容を明らかにした書面（契約書面）を利用者に交付しなければならず、紙媒体による物理的な契約書面の交付に代えて、契約書面の記載事項の電磁的方法による提供（電子交付）については、一定の方法により利用者から明示的承諾を得た場合に認められることとなっています。これについて、オンラインで完結する本人確認方法を行った利用者については、利用者から明示的な求めがあった場合に紙媒体による物理的な契約書面の交付を行うこととすることで、携帯電話契約に関する一連の手続きを原則としてすべてオンラインで完結できることから、併せて今後の検討をお願いいたします。</p>	<p>本省令（案）に賛同の御意見として承ります。</p> <p>なお、「また」以下の後段の御意見につきましては、本省令（案）に対する意見募集の対象外と考えます。</p>	無
楽天モバイル株式会社	<p>今後の急速な普及が見込まれる eSIM においては、複数のプロフィールを格納することが可能であることから、利用者における複数番号取得が増え得ることが考えられます。よって、犯罪収益移転防止法第 6 条第 1 項トを参考に、他事業者と締結された契約を含め、既に締結された携帯電話契約に依拠する本人確認のあり方も考えられるのではないのでしょうか。</p>	<p>いただいた御意見については、今後の参考とさせていただきます。</p>	無